

令和元年 7 月 25 日
基安化発 0725 第 1 号

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（平成 22 年 12 月 16 日改正。以下「1号通達」という。）により示しているところであるが、令和元年 5 月 25 日付けで日本工業規格 Z7252（GHS に基づく化学品の分類方法）（以下「JISZ7252」という。）及び日本工業規格 Z7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））（以下「JISZ7253」という。）が改正されたこと等に伴い、下記のとおり改正したので、了知されたい。

記

第 1 1号通達の一部改正

別紙の新旧対照表のとおり改正する。

第 2 改正の概要

- 1 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）改訂 6 版に従った分類について、JISZ7252 及び事業者向け GHS 分類ガイダンスを参考にすること。なお、事業者向け GHS 分類ガイダンスについては、現時点では、GHS 改訂 4 版に準拠した平成 27 年 3 月付け平成 25 年度改訂版

(Ver. 1.1) が最新版であり、GHS 改訂 6 版及び改正後の JISZ7252 に対応した
ものについては、別途示される予定であること。

- 2 JISZ7252 及び JISZ7253 が改正されたことに伴い、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条及び第 57 条の 2 に規定する表示及び文書交付等による通知をしなければならない事項について、GHS に従った分類に基づき決定された事項を記載すること。
- 3 令和 4 年 5 月 24 日までの間は、JISZ7252 : 2014 及び JISZ7253 : 2012 に準拠した分類及び記載でも差し支えないが、令和 4 年 5 月 25 日以降は、JISZ7252 : 2019 及び JISZ7253 : 2019 に準拠した分類及び記載を行うこと。
- 4 なお、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）における工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）の一部改正（令和元年 7 月 1 日施行）により、「日本工業規格」は「日本産業規格」に改められたが、略称は「JIS」のままであること。